

令和3年度 宿泊研修・修学旅行ガイドライン

2021年9月
益田市教育委員会
学校教育課

1 目的

- 新型コロナウイルス感染症についてはまだまだ予断を許さない状況下において、最善の配慮をしながら安全・安心な学校行事の遂行をめざして本ガイドラインを策定します。
- 一方で定められた規則に従うばかりではなく、これからの時代を生きていくための公衆道徳・マナーとともに「with コロナ」への対応を学び実践していく態度を育てることも宿泊研修・修学旅行のねらいの一つとして欲しいと考えます。

2 実施判断に係ること

- 旅程は感染対策が十分に確保されている移動手段、経路、施設等において実施すること。
- 行き先の都道府県に緊急事態宣言等が発出された時は、中止又は延期とする。
- 行き先の都道府県に出発日の前2週間以内に感染者確認がある場合、旅程中の自由行動は実施しない。

3 感染回避

- 通常の学校生活・家庭生活において、感染回避のため「新しい生活様式」について理解し実践していく態度を育てておくこと。(マスク、手洗い、健康な体)
- 旅行中は、「国内修学旅行の手引き」のP3「6.お客様(児童・生徒様、教職員の皆様、その他の同行関係者)向けの対策」～P6「13.体験プログラム運営上の対策」を児童生徒に徹底させること

4 役割分担

- 益田市教育委員会
 - ・ガイドラインの作成、修正
 - ・実施、中止の判断協議
- 学校
 - ・ガイドラインに沿った実施計画立案、校内役割分担の徹底
 - ・実施50日前までを目安に、益田市教育委員会との協議を実施
→各校の実施計画等を元に、コロナ対策等についての協議

- ・修学旅行実施届提出（実施1カ月前までに）
- ・業者と細部協議
- ・緊急病院の確認【旅行先のコロナ相談窓口の確認】
- ・必要物の購入【非接触型体温計等】
- ・ガイドラインの趣旨に沿った事前指導・事後指導
- 保護者
 - ・旅行日までの健康管理（同居者も含む） ※2週間の体温測定等
 - ・必要物の準備
 - ・旅行終了後の健康観察（同居者も含む）
- 旅行業者、運行业者、宿泊先、訪問先
 - ・業種毎のガイドラインの遵守
 - ・学校との細部協議

5 その他

- 参加同意書の提出（日本旅行業作成版）・・・別添のもの
- 携行品（児童生徒）
 - ・マスク（旅行日数+1）
 - ・ハンカチ（旅行日数+1）
 - ・ティッシュ
 - ・利用済みのマスク、ティッシュ等を入れるビニール袋（旅行日数）
- 班別、グループ行動中の留意事項
 - ・可能な範囲で「密を避ける行動」に留意し、各所の利用規程に従う
 - ・感染経路等の特定のため、行動経路・範囲を厳格に計画し、当日の変更内容等も記録する。
- 旅行実施中の発症者発生時の対応について
 - ・可能な限り緊急車両の準備をしても良い
- 旅行終了後の健康観察
 - ・参加者、および同居家族の健康状態の確認を2週間程度行う